

## 医療法人誠和会 倉敷記念病院

# 指定訪問リハビリテーション運営規程および指定介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人誠和会倉敷記念病院が開設する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問リハビリテーションの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上をめざし、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業所の指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人誠和会倉敷記念病院
- 二 所在地 岡山県倉敷市中島831番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名（倉敷記念病院の常勤医師との兼務）  
事業所の従事者の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 理学療法士等 1名以上（倉敷記念病院）  
理学療法士等は、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月14日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間、午前8時30分から午後5時10分までとする。  
土曜日は、午前8時30分から午後0時20分までとする。

(利用料等)

- 第6条 指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。
- 一 公共交通機関（タクシーを除く。）を使用する場合は、事業所最寄りの駅等から利用者の居宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と、事業所最寄りの駅等から通常の事業の実施地域を越える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額。
  - 二 タクシーを使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道ごとの実費。
  - 三 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から  
片道5キロメートルまで150円。  
片道5キロメートル～10キロメートルまで200円。  
片道10キロメートル～15キロメートルまで250円。  
片道15キロメートル以上300円。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施地域は、倉敷市（中庄地区、児島地区、真備地区以外）の区域とする。

(苦情処理)

- 第8条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家屋に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。
- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
  - 二 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置

【※この規定は、令和6年3月31日までは定めておくよう努めなければならない。】

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1か月以内
  - 二 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は倉敷記念病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。  
令和 4年 4月 1日 改訂